第44号議案

新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和5年6月12日

提出者 新宿区長 吉住 健一

新宿区学童クラブ条例の一部を改正する条例

新宿区学童クラブ条例 (平成 12 年新宿区条例第 31 号) の一部を 次のように改正する。

別表高田馬場第二学童クラブの項の次に次のように加える。

戸塚第一小学校内学童ク東京都新宿区西早稲田三丁目 10 番ラブ12 号新宿区立戸塚第一小学校内

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の 規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 戸塚第一小学校内学童クラブに係るこの条例による改正後の新宿区学童クラブ条例第7条から第10条までの規定による利用の申請及び承認その他の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても、これらの規定の例により行うことができる。

(提案理由)

新たに戸塚第一小学校内学童クラブを実施する必要があるため